

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年11月15日

【中間会計期間】 第52期中(自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大村 禎史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 長谷川 壽人

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 長谷川 壽人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期中	第51期中	第52期中	第50期	第51期
会計期間	自 平成17年 2月21日 至 平成17年 8月20日	自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日	自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日	自 平成17年 2月21日 至 平成18年 2月20日	自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日
売上高 (千円)	44,503,066	49,136,831	52,933,404	95,134,555	104,331,004
経常利益 (千円)	4,309,798	4,949,941	4,639,419	10,031,566	11,374,500
中間(当期)純利益 (千円)	2,464,640	2,823,983	2,653,550	5,785,721	6,533,245
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	2,270,027	2,438,929	2,519,640	2,398,799	2,490,268
発行済株式総数 (株)	34,533,528	69,418,056	69,581,656	69,340,456	69,527,056
純資産額 (千円)	24,634,285	30,278,532	35,779,922	27,854,483	33,611,221
総資産額 (千円)	53,430,817	59,054,204	61,995,152	58,546,261	61,064,249
1株当たり純資産額 (円)	714.24	436.75	514.33	402.25	483.92
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	71.64	40.76	38.20	83.89	94.24
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	71.38	40.60	38.12	83.47	93.90
1株当たり配当額 (円)	10.00	7.00	7.00	17.00	15.00
自己資本比率 (%)	46.1	51.3	57.6	47.6	55.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△176,886	916,060	1,395,872	4,384,340	1,559,256
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△373,832	△598,789	△821,233	△1,211,496	△1,403,263
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△90,166	△406,617	△499,613	△198,079	△791,765
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	18,397,832	21,924,136	21,452,737	22,013,483	21,377,711
従業員数 (外、臨時従業員の中間 (年間)平均雇用人員数) (名)	464 (1,934)	464 (2,085)	474 (2,520)	451 (1,987)	451 (2,157)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結経営指標等については記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第50期(第50期中を含む)においては平成17年4月8日付で株式分割(1:1.2)及び平成18年1月21日付で株式分割(1:2)を行っております。

5 第51期(第51期中を含む)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

6 第52期中より臨時従業員の平均雇用人員数には派遣社員の人数(241名)を含めて記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、当社は、関係会社を有しておりません。

3 【関係会社の状況】

当社は、関係会社を有していないため、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年8月20日現在

従業員数(名)	474(2,520)
---------	------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数欄の()は外書で、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト及び派遣社員)の中間会計期間平均雇用人員数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、堅調な企業業績を背景に設備投資の増加や雇用・所得環境の改善により、個人消費もやや回復基調にあり、景気は緩やかながらも拡大傾向で推移いたしました。

しかしながら、原油価格の高騰等を要因としたさらなる原材料費および人件費コストの上昇懸念や、アメリカ経済の先行き不安など未だ不透明な部分が残る状況となっております。

このような環境の中、当社はオープンモール型のSC（近隣購買型ショッピングセンター）への出店を中心に、当中間会計期間においても26店舗の出店（1店舗閉店）を行い、さらに規模の拡大を図ると同時に、標準化された店舗を全都道府県に網羅するナショナルチェーンとして、全国ドミナントエリア化を更に推し進めてまいりました。なお、当中間会計期間末の店舗数は578店舗となっております。

当中間会計期間の売上高は、第1四半期は概ね順調に推移いたしましたが、第2四半期に入り、主に6月、7月の天候不順の影響により、夏物衣料の販売が大幅な不振となりました。

利益面では、直輸入を含めた利益率の高いプライベートブランド商品の拡大と、店舗数の増加によるスケールメリットはあったものの、為替レートの円安により値入率の改善が予想を下回り、夏物衣料の早期値下げに伴う値下げロスが増加などによって売上総利益率は前中間会計期間を0.1%下回る数字となりました。オペレーションコストでは店舗マネジメント強化のための従業員教育を継続しながら、ドミナントエリアを活かしたスーパーインテンデント制度（複数店管理店長）の拡大を進め、ローコストオペレーション実現のための店舗作業の省力化や合理化に積極的に取り組み、コストのコントロールに努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は529億3千3百万円と前年同期比107.7%、経常利益は46億3千9百万円と前年同期比93.7%、また中間純利益は26億5千3百万円と前年同期比94.0%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動により13億9千5百万円増加し、投資活動により8億2千1百万円減少し、財務活動により4億9千9百万円減少しました。この結果、現金及び現金同等物は7千5百万円の増加となり、中間会計期間末残高は214億5千2百万円(前年同期比2.2%減)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金は、13億9千5百万円(前年同期比4億7千9百万円増)の増加となりました。これは、税引前中間純利益が46億5千9百万円となった一方で、店舗数の増加により、売上債権とたな卸資産が6億1千1百万円増加したことおよび法人税等27億2千1百万円の支払があったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金は、8億2千1百万円(前年同期比2億2千2百万円減)の減少となりました。これは、積極的な出店により、有形固定資産の取得による支出6億1千9百万円や建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出7億5千3百万円があり、一方で約定による建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入が5億5千2百万円あったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金は、4億9千9百万円(前年同期比9千2百万円減)の減少となりました。これは、配当金の支払額が5億5千5百万円となった一方で、ストック・オプションの権利行使に伴う株式の発行による収入が5千7百万円あったことによります。

2 【販売実績】

(1) 商品別売上高

商品別	当中間会計期間 (自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
子供衣料	18,017,481	110.5
育児・服飾雑貨	26,184,687	106.0
ベビー・マタニティー衣料	8,531,151	107.2
その他	200,083	107.1
合計	52,933,404	107.7

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 地域別売上高

地域	当中間会計期間 (自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)					
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)	中間期末 店舗数 (店)	店舗異動状況	
					新店 (店)	退店 (店)
北海道	2,014,075	3.8	112.1	23	1	-
青森県	731,848	1.4	103.2	9	1	-
岩手県	459,569	0.9	111.8	5	1	-
宮城県	948,051	1.8	108.6	11	1	-
秋田県	523,294	1.0	119.6	8	2	-
山形県	663,391	1.3	103.7	9	1	-
福島県	976,599	1.8	100.6	10	-	-
北海道・東北地区計	6,316,830	12.0	108.2	75	7	-
茨城県	1,324,288	2.5	106.3	17	2	-
栃木県	1,036,067	2.0	104.8	14	2	-
群馬県	799,991	1.5	101.9	9	-	-
埼玉県	3,313,019	6.3	111.9	34	6	-
千葉県	2,492,589	4.7	103.3	30	6	-
東京都	3,077,412	5.8	106.0	32	2	-
神奈川県	2,964,491	5.6	102.0	24	2	-
関東地区計	15,007,860	28.4	105.7	160	20	-
新潟県	896,975	1.7	111.7	11	2	-
富山県	467,369	0.9	96.0	6	-	-
石川県	454,366	0.9	100.4	6	-	-
福井県	444,583	0.8	99.6	5	1	-
山梨県	503,938	0.9	121.2	6	2	-
長野県	912,680	1.7	111.5	9	2	-
岐阜県	699,752	1.3	116.1	7	1	-
静岡県	2,036,039	3.8	107.7	16	1	-
愛知県	2,650,791	5.0	110.2	25	2	-
中部地区計	9,066,497	17.0	108.9	91	11	-

地域	当中間会計期間 (自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)					
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)	中間期末 店舗数 (店)	店舗異動状況	
					新店 (店)	退店 (店)
三重県	760,347	1.4	120.7	10	3	-
滋賀県	568,097	1.1	102.3	6	-	-
京都府	722,704	1.4	105.0	7	-	-
大阪府	4,273,480	8.1	104.1	43	5	1
兵庫県	2,467,732	4.7	101.4	36	3	-
奈良県	598,525	1.1	104.4	7	1	-
和歌山県	403,766	0.8	157.1	4	1	-
近畿地区計	9,794,654	18.6	106.0	113	13	1
鳥取県	370,923	0.7	118.5	4	1	-
島根県	372,161	0.7	117.0	4	1	-
岡山県	739,464	1.4	105.1	8	-	-
広島県	1,176,279	2.2	114.0	12	3	-
山口県	572,991	1.1	101.7	7	-	-
中国地区計	3,231,820	6.1	110.3	35	5	-
徳島県	467,474	0.9	102.5	5	1	-
香川県	452,327	0.9	100.1	5	1	-
愛媛県	817,001	1.5	143.2	9	4	-
高知県	446,517	0.8	105.0	3	-	-
四国地区計	2,183,320	4.1	114.7	22	6	-
福岡県	2,658,418	5.0	107.0	32	6	-
佐賀県	498,640	0.9	105.9	6	1	-
長崎県	637,118	1.2	109.8	6	1	-
熊本県	937,961	1.8	104.6	11	1	-
大分県	670,826	1.3	115.2	8	2	-
宮崎県	661,415	1.2	104.8	7	-	-
鹿児島県	769,060	1.5	119.8	8	2	-
沖縄県	396,952	0.7	105.9	4	-	-
九州・沖縄地区計	7,230,393	13.6	108.5	82	13	-
その他	102,025	0.2	275.9	-	-	-
合計	52,933,404	100.0	107.7	578	75	1

- (注) 1 その他はインターネット販売によるものであります。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。
3 店舗異動状況は、前中間会計期間末の翌日から当中間会計期間末までの異動状況を記載しております。

(3) 単位当たりの売上高

項目	当中間会計期間 (自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)	
	実績	前年同期比(%)
売場面積(平均)(㎡)	366,766	113.7
1㎡当たり期間売上高(千円)	144	94.7
従業員数(平均)(人)	2,995.3	112.2
1人当たり期間売上高(千円)	17,672	96.0

- (注) 1 売場面積(平均)は営業店舗の稼動月数を基礎として算出しております。
2 従業員数(平均)のうち、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は正社員換算(1日8時間換算)して算出しております。
3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【仕入実績】

商品別	当中間会計期間 (自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
子供衣料	11,323,365	116.1
育児・服飾雑貨	18,172,942	102.8
ベビー・マタニティー衣料	5,427,960	113.3
その他	151,174	93.2
合計	35,075,442	108.3

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

4 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間における設備の異動は、下記「2 設備の新設、除却等の計画」の(1)及び(2)に記載したほか特記すべき事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前事業年度末において、計画中であった設備の新設、重要な拡充のうち、当中間会計期間に完成した主なものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
エイタウン那須塩原店 (栃木県那須塩原市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 660㎡)	31,700	平成19年3月	新設
市原青柳店 (千葉県市原市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 672㎡)	40,900	平成19年3月	新設
佐倉ユーカリが丘店 (千葉県佐倉市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 681㎡)	40,900	平成19年3月	新設
呉広店 (広島県呉市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 515㎡)	40,600	平成19年4月	新設
千葉仁戸名店 (千葉市中央区)	賃借	敷金・保証金及び設備造作等 (売場面積 727㎡)	18,867	平成19年4月	新設
フレスポ春日浦店 (大分県大分市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 527㎡)	30,172	平成19年4月	新設
富士吉田店 (山梨県富士吉田市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 678㎡)	40,660	平成19年4月	新設
小千谷店 (新潟県小千谷市)	賃借	建設協力金及び設備造作等 (売場面積 527㎡)	32,480	平成19年4月	新設
フレスポ長崎深堀店 (長崎県長崎市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 495㎡)	29,768	平成19年4月	新設
フレスポ西条店 (愛媛県西条市)	賃借	建設協力金及び設備造作等 (売場面積 665㎡)	37,369	平成19年4月	新設
丸亀店 (香川県丸亀市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 639㎡)	36,743	平成19年5月	新設
千葉あすみが丘店 (千葉市緑区)	賃借	建設協力金及び設備造作等 (売場面積 672㎡)	53,200	平成19年5月	新設
水沢店 (岩手県奥州市)	賃借	建設協力金及び設備造作等 (売場面積 694㎡)	29,990	平成19年5月	新設
川崎中丸子店 (川崎市中原区)	賃借	建設協力金及び設備造作等 (売場面積 441㎡)	36,950	平成19年6月	新設
枚方茄子作店 (大阪府枚方市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 656㎡)	41,300	平成19年7月	新設
米子夜見店 (鳥取県米子市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 686㎡)	40,800	平成19年7月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当中間会計期間に新たに計画が確定し、当中間会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
オウル五香店 (千葉県松戸市)	賃借	敷金・保証金及び設備造作等 (売場面積 549㎡)	12,731	平成19年4月	新設
おやまゆうえん店 (栃木県小山市)	賃借	敷金・保証金及び設備造作等 (売場面積 565㎡)	36,887	平成19年4月	新設
安曇野店 (長野県安曇野市)	賃借	敷金・保証金及び設備造作等 (売場面積 660㎡)	8,500	平成19年4月	新設
ロックタウン鈴鹿店 (三重県鈴鹿市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 666㎡)	31,760	平成19年6月	新設
坂井春江店 (福井県坂井市)	賃借	建設協力金及び設備造作等 (売場面積 670㎡)	46,300	平成19年7月	新設
シュロアモール筑紫野店 (福岡県筑紫野市)	賃借	敷金・保証金及び設備造作等 (売場面積 661㎡)	34,503	平成19年7月	新設
吉野川店 (徳島県吉野川市)	賃借	建設協力金及び設備造作等 (売場面積 679㎡)	46,560	平成19年7月	新設
鳳店 (堺市西区)	賃借	建設協力金、敷金・保証金及び 設備造作等 (売場面積 625㎡)	44,203	平成19年7月	新設
つかしん店 (兵庫県尼崎市)	賃借	敷金・保証金及び設備造作等 (売場面積 585㎡)	13,835	平成19年7月	新設
北須磨店 (神戸市須磨区)	賃借	敷金・保証金及び設備造作等 (売場面積 694㎡)	29,759	平成19年8月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 当中間会計期間に新たに確定した設備の新設等の計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の 所要金額 (千円)	着手年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
東広島高屋店	広島県東広島市	賃借	35,500	5,000	30,500	平成年 月 19. 7	平成年 月 19. 9	692	新設
東大阪吉田店	大阪府東大阪市	賃借	36,300	5,000	31,300	19. 3	19. 9	651	新設
東萩店	山口県萩市	賃借	37,250	5,000	32,250	19. 5	19. 9	653	新設
枚方長尾店	大阪府枚方市	賃借	44,700	38,400	6,300	19. 5	19. 10	656	新設
八日市店	滋賀県東近江市	賃借	41,800	5,000	36,800	19. 3	19. 10	675	新設
伊那店	長野県伊那市	賃借	48,930	5,000	43,930	19. 6	19. 10	697	新設
久留米白山店	福岡県久留米市	賃借	19,847	5,000	14,847	19. 7	19. 10	662	新設
アクロスプラ ザ黒石店	青森県黒石市	賃借	27,000	1,000	26,000	19. 3	19. 10	556	新設
フォレオ新居 浜店	愛媛県新居浜市	賃借	37,300	5,000	32,300	19. 4	19. 11	663	新設
アクロスプラ ザ札幌石山店	札幌市南区	賃借	27,000	1,000	26,000	19. 6	19. 11	496	新設
ウィングタウ ン岡崎店	愛知県岡崎市	賃借	31,500	10,000	21,500	19. 7	19. 11	607	新設
新潟錦町店	新潟市東区	賃借	41,000	—	41,000	19. 3	19. 11	687	新設
アクロスプラ ザ笠間店	茨城県笠間市	賃借	29,000	2,800	26,200	19. 6	19. 11	519	新設
明石魚住店	兵庫県明石市	賃借	37,730	5,000	32,730	19. 5	19. 11	660	新設
小牧店	愛知県小牧市	賃借	40,100	5,000	35,100	19. 5	19. 11	678	新設
フレスポ福田 ウエスト店	長崎県長崎市	賃借	41,300	10,000	31,300	19. 7	19. 11	688	新設
別府山の手ガ ーデン店	大分県別府市	賃借	37,500	5,000	32,500	19. 6	19. 12	684	新設
フレスポ花見 が丘店	福岡県福津市	賃借	37,500	5,000	32,500	19. 6	19. 12	662	新設
飛騨高山店	岐阜県高山市	賃借	39,686	—	39,686	19. 3	19. 12	691	新設
網走店	北海道網走市	賃借	28,500	10,000	18,500	19. 6	19. 12	493	新設
静岡清水店	静岡市清水区	賃借	63,000	5,000	58,000	19. 7	19. 12	841	新設
宜野湾店	沖縄県宜野湾市	賃借	57,360	7,560	49,800	19. 6	20. 1	856	新設
静岡瀬名川店	静岡市葵区	賃借	41,800	—	41,800	19. 3	20. 2	661	新設
横浜港北ニュー タウン店	横浜市都筑区	賃借	53,004	11,002	42,002	19. 3	20. 3	694	新設
信州中野店	長野県中野市	賃借	40,000	—	40,000	19. 5	20. 4	690	新設
クレッセ小田 原店	神奈川県小田原市	賃借	33,000	2,500	30,500	19. 7	20. 4	727	新設
合計			1,007,607	154,262	853,345			17,239	

- (注) 1 店舗にかかる着手年月は、賃貸借契約締結月を記載しております。
2 今後の所要資金853,345千円は、自己資金により賄う予定であります。
3 予算金額の内容は、建設協力金又は敷金・保証金及び設備造作であります。
4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年8月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,581,656	69,581,656	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
計	69,581,656	69,581,656	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成19年11月1日からこの半期報告書提出日までに新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成15年5月14日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成19年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数（個）	696	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200,448	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり942	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 942 資本組入額 471	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問弁護士は、新株予約権の行使時においても当社顧問弁護士であることを要する。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

② 第2回新株予約権（平成16年5月18日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成19年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	282	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,680	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,688	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,688 資本組入額 844	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問は、新株予約権の行使時においても当社顧問であることを要する。ただし、正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

③ 第3回新株予約権（平成17年5月17日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成19年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	597	590
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	7	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	119,400	118,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,688	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,688 資本組入額 844	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他の正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問は、新株予約権の行使時においても当社顧問であることを要する。ただし、正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

① 第4回新株予約権（平成18年5月16日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成19年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	144	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	14,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,185	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,632 資本組入額 1,316	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

② 第5回新株予約権（平成18年5月16日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成19年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数（個）	692	678
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	14	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	69,200	67,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	1株当たり2,185	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,632 資本組入額 1,316	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

③ 第6回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成19年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	870	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	87,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

④ 第7回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成19年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,750	2,747
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	15
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	275,000	274,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年2月21日～ 平成19年8月20日 (注)	54,600	69,581,656	29,372	2,519,640	29,372	2,317,764

(注) ストック・オプションの権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38-1	8,878.5	12.76
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,062.7	11.59
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	5,653.0	8.12
資産管理サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワー乙棟	3,741.2	5.37
大村 禎 史	兵庫県姫路市	2,817.0	4.05
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー (常任代理人：株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	2,720.5	3.91
茂 理 佳 弘	兵庫県姫路市	2,197.9	3.16
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7-9	1,446.1	2.08
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー506155 (常任代理人：株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	49 AVENUE JF KENNEDY L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,056.2	1.52
赤 鹿 い づ み	兵庫県姫路市	1,006.8	1.45
茂 理 充 代	兵庫県姫路市	1,006.8	1.45
計	—	38,586.8	55.46

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8,062.7千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,653.0千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,741.2千株

- 2 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数3,741.2千株のうち、1,865.8千株は株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。
- 3 アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、平成19年5月8日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成19年4月30日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当中間会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7 番3号 東京ビルディング	2,648.4	3.81
ジェー・ピー・モルガン・アセ ット・マネジメント(ユークー) リミテッド	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、 ロンドン・ウォール 125	600.0	0.86
計	—	3,248.4	4.67

- 4 フィデリティ投信株式会社から、平成19年6月6日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成19年5月31日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当中間会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1 号 城山トラストタワー	3,167.3	4.55

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 96,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 69,375,500	693,755	100株につき、1個の議決権を有しております。
単元未満株式	普通株式 110,156	—	—
発行済株式総数	69,581,656	—	—
総株主の議決権	—	693,755	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が10,300株(議決権103個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266—1	96,000	—	96,000	0.1
計	—	96,000	—	96,000	0.1

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	2,130	2,240	2,145	2,140	2,110	1,902
最低(円)	1,985	1,953	1,991	1,995	1,806	1,500

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当該中間会計期間における月別最高・最低株価は、毎月1日から月末までのものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (店舗開発本部長)	常務取締役 (店舗開発・経理本部長)	江 畑 恵 司	平成19年9月17日
取締役 (管理本部長)	取締役 (人事・総務・IT本部長)	長谷川 壽 人	平成19年9月17日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第51期中間会計期間（平成18年2月21日から平成18年8月20日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、第52期中間会計期間（平成19年2月21日から平成19年8月20日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第51期中間会計期間（平成18年2月21日から平成18年8月20日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期中間会計期間（平成19年2月21日から平成19年8月20日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月20日)		当中間会計期間末 (平成19年8月20日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年2月20日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		20,925,303		20,172,314		19,648,400	
2 売掛金		516,850		630,174		525,766	
3 たな卸資産		14,628,940		16,870,358		16,363,508	
4 繰延税金資産		344,408		363,025		405,678	
5 預け金		998,832		1,280,423		1,729,310	
6 その他		1,421,592		1,519,091		1,402,263	
流動資産合計		38,835,928	65.8	40,835,388	65.9	40,074,928	65.6
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物		1,395,048		1,569,256		1,567,695	
(2) 土地		1,139,411		1,139,411		1,139,411	
(3) その他		2,144,192		2,183,488		2,204,234	
有形固定資産合計		4,678,652	7.9	4,892,156	7.9	4,911,341	8.0
2 無形固定資産		89,810	0.1	91,979	0.1	95,696	0.2
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		19,216		14,135		18,462	
(2) 繰延税金資産		215,951		229,727		230,465	
(3) 建設協力金		11,960,518		12,116,900		12,128,768	
(4) 敷金・保証金		1,993,740		2,330,967		2,266,331	
(5) その他		1,274,385		1,497,897		1,352,255	
(6) 貸倒引当金		△14,000		△14,000		△14,000	
投資その他の資産 合計		15,449,812	26.2	16,175,628	26.1	15,982,281	26.2
固定資産合計		20,218,275	34.2	21,159,764	34.1	20,989,320	34.4
資産合計		59,054,204	100.0	61,995,152	100.0	61,064,249	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月20日)		当中間会計期間末 (平成19年8月20日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年2月20日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形	※2	3,056,578		2,676,390		3,311,228	
2 買掛金	※3	19,521,016		17,205,590		16,455,789	
3 未払法人税等		2,162,172		2,029,309		2,808,662	
4 賞与引当金		362,473		392,656		362,258	
5 設備関係支払手形	※2	226,527		264,970		440,862	
6 その他	※3	3,080,458		3,246,050		3,685,145	
流動負債合計		28,409,226	48.1	25,814,969	41.6	27,063,946	44.3
II 固定負債							
1 退職給付引当金		210,845		238,661		222,681	
2 役員退職慰労引当金		155,600		161,600		166,400	
固定負債合計		366,445	0.6	400,261	0.7	389,081	0.7
負債合計		28,775,672	48.7	26,215,230	42.3	27,453,028	45.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		2,438,929	4.1	2,519,640	4.1	2,490,268	4.1
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,237,053		2,317,764		2,288,392	
(2) その他資本剰余金		462		527		527	
資本剰余金合計		2,237,516	3.8	2,318,291	3.7	2,288,919	3.7
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		132,216		132,216		132,216	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		21,781,000		27,202,000		21,781,000	
繰越利益剰余金		3,794,048		3,695,145		7,018,048	
利益剰余金合計		25,707,264	43.6	31,029,361	50.0	28,931,264	47.4
4 自己株式		△117,411	△0.2	△120,104	△0.2	△118,889	△0.2
株主資本合計		30,266,299	51.3	35,747,189	57.6	33,591,563	55.0
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		7,713	0.0	4,690	0.0	7,264	0.0
2 繰延ヘッジ損益		2,821	0.0	△13,029	△0.0	702	0.0
評価・換算差額等 合計		10,534	0.0	△8,338	△0.0	7,966	0.0
III 新株予約権							
純資産合計		30,278,532	51.3	35,779,922	57.7	33,611,221	55.0
負債・純資産合計		59,054,204	100.0	61,995,152	100.0	61,064,249	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)		当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高		49,136,831	100.0	52,933,404	100.0	104,331,004	100.0			
II 売上原価		32,056,940	65.2	34,590,576	65.3	67,324,721	64.5			
売上総利益		17,079,890	34.8	18,342,828	34.7	37,006,282	35.5			
III 販売費及び一般管理費		12,193,204	24.8	13,797,505	26.1	25,781,147	24.7			
営業利益		4,886,685	10.0	4,545,322	8.6	11,225,135	10.8			
IV 営業外収益	※1	64,520	0.1	96,046	0.2	151,826	0.1			
V 営業外費用	※2	1,264	0.0	1,950	0.0	2,462	0.0			
経常利益		4,949,941	10.1	4,639,419	8.8	11,374,500	10.9			
VI 特別利益	※3	—	—	19,782	0.0	—	—			
VII 特別損失	※4,5	42,988	0.1	161	0.0	74,320	0.1			
税引前中間 (当期)純利益		4,906,953	10.0	4,659,040	8.8	11,300,179	10.8			
法人税、住民税 及び事業税		2,090,000		1,951,000		4,848,000				
法人税等調整額		△7,030	2,082,969	4.3	54,489	2,005,489	3.8	△81,066	4,766,933	4.5
中間(当期)純利益		2,823,983	5.7	2,653,550	5.0	6,533,245	6.3			

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年 2月20日残高(千円)	2,398,799	2,196,922	365	2,197,288
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	40,130	40,130		40,130
剰余金の配当(注)				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			97	97
別途積立金の積立(注)				
中間会計期間中の変動額合計(千円)	40,130	40,130	97	40,227
平成18年 8月20日残高(千円)	2,438,929	2,237,053	462	2,237,516

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年 2月20日残高(千円)	132,216	17,107,000	6,128,787	23,368,003	△116,341	27,847,750	
中間会計期間中の変動額							
新株の発行						80,260	
剰余金の配当(注)			△484,722	△484,722		△484,722	
中間純利益			2,823,983	2,823,983		2,823,983	
自己株式の取得					△1,183	△1,183	
自己株式の処分					113	210	
別途積立金の積立(注)		4,674,000	△4,674,000	—		—	
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	4,674,000	△2,334,739	2,339,260	△1,069	2,418,548	
平成18年 8月20日残高(千円)	132,216	21,781,000	3,794,048	25,707,264	△117,411	30,266,299	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年 2月20日残高(千円)	6,733	—	6,733	—	27,854,483
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					80,260
剰余金の配当(注)					△484,722
中間純利益					2,823,983
自己株式の取得					△1,183
自己株式の処分					210
別途積立金の積立(注)					—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	980	2,821	3,801	1,698	5,499
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	980	2,821	3,801	1,698	2,424,048
平成18年 8月20日残高(千円)	7,713	2,821	10,534	1,698	30,278,532

(注) 平成18年 5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年2月20日残高(千円)	2,490,268	2,288,392	527	2,288,919
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	29,372	29,372		29,372
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
別途積立金の積立				
中間会計期間中の変動額合計(千円)	29,372	29,372	—	29,372
平成19年8月20日残高(千円)	2,519,640	2,317,764	527	2,318,291

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年2月20日残高(千円)	132,216	21,781,000	7,018,048	28,931,264	△118,889	33,591,563	
中間会計期間中の変動額							
新株の発行						58,744	
剰余金の配当			△555,452	△555,452		△555,452	
中間純利益			2,653,550	2,653,550		2,653,550	
自己株式の取得					△1,215	△1,215	
別途積立金の積立		5,421,000	△5,421,000	—		—	
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	5,421,000	△3,322,902	2,098,097	△1,215	2,155,626	
平成19年8月20日残高(千円)	132,216	27,202,000	3,695,145	31,029,361	△120,104	35,747,189	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年2月20日残高(千円)	7,264	702	7,966	11,691	33,611,221
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					58,744
剰余金の配当					△555,452
中間純利益					2,653,550
自己株式の取得					△1,215
別途積立金の積立					—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△2,574	△13,731	△16,305	29,380	13,074
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△2,574	△13,731	△16,305	29,380	2,168,700
平成19年8月20日残高(千円)	4,690	△13,029	△8,338	41,071	35,779,922

前事業年度(自 平成18年2月21日 至 平成19年2月20日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年2月20日残高(千円)	2,398,799	2,196,922	365	2,197,288
事業年度中の変動額				
新株の発行	91,469	91,469		91,469
剰余金の配当(注)1				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			161	161
別途積立金の積立(注)2				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(千円)	91,469	91,469	161	91,631
平成19年2月20日残高(千円)	2,490,268	2,288,392	527	2,288,919

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年2月20日残高(千円)	132,216	17,107,000	6,128,787	23,368,003	△116,341	27,847,750	
事業年度中の変動額							
新株の発行						182,938	
剰余金の配当(注)1			△969,985	△969,985		△969,985	
当期純利益			6,533,245	6,533,245		6,533,245	
自己株式の取得					△2,741	△2,741	
自己株式の処分					193	355	
別途積立金の積立(注)2		4,674,000	△4,674,000	—		—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(千円)	—	4,674,000	889,260	5,563,260	△2,547	5,743,813	
平成19年2月20日残高(千円)	132,216	21,781,000	7,018,048	28,931,264	△118,889	33,591,563	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年2月20日残高(千円)	6,733	—	6,733	—	27,854,483
事業年度中の変動額					
新株の発行					182,938
剰余金の配当(注)1					△969,985
当期純利益					6,533,245
自己株式の取得					△2,741
自己株式の処分					355
別途積立金の積立(注)2					—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	531	702	1,233	11,691	12,924
事業年度中の変動額合計(千円)	531	702	1,233	11,691	5,756,737
平成19年2月20日残高(千円)	7,264	702	7,966	11,691	33,611,221

(注)1. 平成18年5月の定時株主総会における利益処分484,722千円及び平成18年10月の取締役会決議における中間配当485,262千円であります。

2. 平成18年5月の定時株主総会における利益処分であります。

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		(自 平成18年2月21日 至 平成18年8月20日)	(自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)	(自 平成18年2月21日 至 平成19年2月20日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益		4,906,953	4,659,040	11,300,179
2 減価償却費		323,410	340,012	689,055
3 減損損失		26,692	—	36,326
4 賞与引当金の増加額		16,373	30,398	16,158
5 退職給付引当金の増加額		6,405	15,979	18,241
6 役員退職慰労引当金の 増加額(△減少額)		10,800	△4,800	21,600
7 受取利息及び受取配当金		△53,649	△60,006	△110,274
8 店舗閉店損失		10,827	—	10,827
9 売上債権の増加額		△87,934	△104,408	△96,849
10 たな卸資産の増加額		△323,429	△506,849	△2,057,997
11 仕入債務の増加額 (△減少額)		△1,438,380	114,880	△4,248,957
12 その他		△193,598	△366,713	451,838
小計		3,204,470	4,117,533	6,030,148
13 利息及び配当金の受取額		101	115	129
14 法人税等の支払額		△2,288,511	△2,721,776	△4,471,021
営業活動による キャッシュ・フロー		916,060	1,395,872	1,559,256
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の 取得による支出		△472,165	△619,678	△740,257
2 有形固定資産の 売却による収入		3,537	—	8,527
3 建設協力金及び敷金・ 保証金の差入による支出		△633,636	△753,862	△1,664,945
4 建設協力金及び敷金・ 保証金の回収による収入		503,474	552,307	993,412
投資活動による キャッシュ・フロー		△598,789	△821,233	△1,403,263

		前中間会計期間 (自 平成18年2月21日 至 平成18年8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)	前事業年度 (自 平成18年2月21日 至 平成19年2月20日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
Ⅲ 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 配当金の支払額		△484,722	△555,452	△969,985
2 株式の発行による収入		79,077	57,054	180,606
3 その他		△972	△1,215	△2,385
財務活動による キャッシュ・フロー		△406,617	△499,613	△791,765
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る 換算差額		—	—	—
Ⅴ 現金及び現金同等物の 増加額(△減少額)		△89,346	75,026	△635,771
Ⅵ 現金及び現金同等物の 期首残高		22,013,483	21,377,711	22,013,483
Ⅶ 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		21,924,136	21,452,737	21,377,711

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) たな卸資産 売価還元法による原価法</p> <p>(2) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …中間期末日の市場 価格等に基づく時 価法(評価差額は 全部純資産直入法 により処理し、売 却原価は移動平均 法により算定) 時価のないもの …移動平均法による 原価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …期末日の市場価格 等に基づく時価法 (評価差額は全部 純資産直入法によ り処理し、売却原 価は移動平均法に より算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月 以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) については、定額法を 採用しております。 なお、主な耐用年数は 以下のとおりでありま す。 建物 10年～39年 構築物 10年～20年 什器備品 3年～15年</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正((所 得税法等の一部を改正 する法律 平成19年 3 月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令 の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政 令第83号))に伴い、 平成19年 4月 1日以降 に取得したものについ ては、改正後の法人税 法に基づく方法に変更 しております。 なお、この変更による 影響額は軽微でありま す。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年2月21日 至 平成18年8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)	前事業年度 (自 平成18年2月21日 至 平成19年2月20日)
	<p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によつております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によつております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建輸入取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
6 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式を採用しており、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)
<p>(進物箱売却益に係る会計処理)</p> <p>進物箱に係る売却益は、前期まで営業外収益にて表示しておりましたが、前期中に導入した新商品管理システムにより、進物箱の個別管理体制が整い、販売管理を実施する方針としたことから、当中間会計期間より進物箱の売却額を「売上高」に、また当該売上に係る在庫の払出額は「売上原価」にそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>	<p>————</p>	<p>(進物箱売却益に係る会計処理)</p> <p>進物箱に係る売却益は、前事業年度まで営業外収益にて表示しておりましたが、前事業年度中に導入した新商品管理システムにより、進物箱の個別管理体制が整い、販売管理を実施する方針としたことから、当事業年度より進物箱の売却額を「売上高」に、また当該売上に係る在庫の払出額は「売上原価」にそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は30,274,012千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は33,598,827千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>	<p>————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年8月20日)	当中間会計期間末 (平成19年8月20日)	前事業年度末 (平成19年2月20日)
<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 5,413,003千円</p>	<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 6,079,370千円</p>	<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 5,748,515千円</p>
<p>※2 中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。当中間会計期間末日は金融機関休業日のため、中間期末日満期手形が次のとおり中間期末残高に含まれております。 支払手形 54,450千円 設備関係 2,450千円 ———</p>	<p>※3 ファクタリング期日前決済仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。 当該期日前決済については、中間財務諸表において以下の金額を中間会計期間末残高から控除して表示しております。 買掛金 5,148,947千円 (前中間会計期間末は2,457,520千円) 流動負債「その他」(未払金) 237,100千円 (前中間会計期間末はなし)</p>	<p>※3 ファクタリング期日前決済仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。 当該期日前決済については、財務諸表において以下の金額を当事業年度末残高から控除して表示しております。 買掛金 7,445,239千円 (前事業年度末は1,459,414千円) 流動負債「その他」(未払金) 69,569千円 (前事業年度末はなし)</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)																					
<p>※1 営業外収益の主要項目 受取利息 53,548千円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目 新株発行費用 1,183千円 ————</p> <p>※4 特別損失の主要項目 減損損失 26,692千円</p> <p>※5 減損損失 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>兵庫県明石市</th> <th>兵庫県たつの市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産</td> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>種類および金額</td> <td>土地 16,182千円 構築物 725千円</td> <td>土地 9,445千円 構築物 338千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングしております。</p> <p>市場価格の著しい下落により、上記の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定結果等の適切に市場価格を反映していると考えられる評価額を基に算出し評価しております。</p>	場所	兵庫県明石市	兵庫県たつの市	用途	遊休資産	遊休資産	種類および金額	土地 16,182千円 構築物 725千円	土地 9,445千円 構築物 338千円	<p>※1 営業外収益の主要項目 受取利息 59,895千円 期日前決済割引料 25,337千円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 1,689千円</p> <p>※3 特別利益の主要項目 移転補償差益 19,782千円 ————</p>	<p>※1 営業外収益の主要項目 受取利息 110,148千円 期日前決済割引料 26,103千円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 2,332千円 ————</p> <p>※4 特別損失の主要項目 減損損失 36,326千円</p> <p>※5 減損損失 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>兵庫県明石市</td> <td>土地 16,182千円 構築物 725千円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>兵庫県たつの市</td> <td>土地 9,445千円 構築物 338千円</td> </tr> <tr> <td>事業用資産(店舗)</td> <td>兵庫県加西市</td> <td>建物 4,892千円 構築物 4,715千円 什器備品 26千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングしております。</p> <p>上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>また、上記の遊休資産については、市場価格の著しい下落のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	用途	場所	種類及び金額	遊休資産	兵庫県明石市	土地 16,182千円 構築物 725千円	遊休資産	兵庫県たつの市	土地 9,445千円 構築物 338千円	事業用資産(店舗)	兵庫県加西市	建物 4,892千円 構築物 4,715千円 什器備品 26千円
場所	兵庫県明石市	兵庫県たつの市																					
用途	遊休資産	遊休資産																					
種類および金額	土地 16,182千円 構築物 725千円	土地 9,445千円 構築物 338千円																					
用途	場所	種類及び金額																					
遊休資産	兵庫県明石市	土地 16,182千円 構築物 725千円																					
遊休資産	兵庫県たつの市	土地 9,445千円 構築物 338千円																					
事業用資産(店舗)	兵庫県加西市	建物 4,892千円 構築物 4,715千円 什器備品 26千円																					

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)
<p>6 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 320,321千円</p> <p>無形固定資産 3,089千円</p>	<p>6 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 335,995千円</p> <p>無形固定資産 4,016千円</p>	<p>なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、適切に市場価格を反映していると考えられる不動産鑑定士による鑑定結果等の評価額を基に算出し評価しております。</p> <p>6 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 681,956千円</p> <p>無形固定資産 7,098千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	69,340,456	77,600	—	69,418,056
合計	69,340,456	77,600	—	69,418,056
自己株式				
普通株式(注) 2	94,397	484	92	94,789
合計	94,397	484	92	94,789

(注) 1 増加株式数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 77,600株

2 増加株式数及び減少株式数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 484株

単元未満株式の売却による減少 92株

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業年度末	増加	減少	当中間会 計期間末	
提出会社	第4回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	292
	第5回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	1,406
合計			—	—	—	—	1,698

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容及び規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年5月16日 定時株主総会	普通株式	484,722千円	7円00銭	平成18年2月20日	平成18年5月17日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年10月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	485,262千円	7円00銭	平成18年8月20日	平成18年11月2日

当中間会計期間（自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	69,527,056	54,600	—	69,581,656
自己株式				
普通株式(注) 2	95,449	592	—	96,041

(注) 1 増加株式数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 54,600株

2 増加株式数及び減少株式数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 592株

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業年度末	増加	減少	当中間会 計期間末	
提出会社	第4回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	3,803
	第5回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	17,908
	第6回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	4,652
	第7回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	14,706
合計			—	—	—	—	41,071

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容及び規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 定時株主総会	普通株式	555,452千円	8円00銭	平成19年2月20日	平成19年5月16日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年10月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	486,399千円	7円00銭	平成19年8月20日	平成19年11月1日

前事業年度（自 平成18年2月21日 至 平成19年2月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	69,340,456	186,600	—	69,527,056
自己株式				
普通株式(注) 2	94,397	1,208	156	95,449

(注) 1 増加株式数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 186,600株

2 増加株式数及び減少株式数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,208株

単元未満株式の売却による減少 156株

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第4回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	2,048
	第5回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	9,643
合計			—	—	—	—	11,691

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容及び規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年5月16日 定時株主総会	普通株式	484,722千円	7円00銭	平成18年2月20日	平成18年5月17日
平成18年10月2日 取締役会	普通株式	485,262千円	7円00銭	平成18年8月20日	平成18年11月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	555,452千円	8円00銭	平成19年2月20日	平成19年5月16日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成18年 8月20日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成19年 8月20日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に掲記されている科目の金 額との関係 (平成19年 2月20日現在)
現金及び 預金勘定 20,925,303千円	現金及び 預金勘定 20,172,314千円	現金及び 預金勘定 19,648,400千円
預け金勘定 998,832千円	預け金勘定 1,280,423千円	預け金勘定 1,729,310千円
現金及び 現金同等物 21,924,136千円	現金及び 現金同等物 21,452,737千円	現金及び 現金同等物 21,377,711千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)																																																																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)</th> <th>無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)</th> <th>計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,233,956</td> <td>579,945</td> <td>2,813,902</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>869,619</td> <td>176,102</td> <td>1,045,722</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,364,337</td> <td>403,843</td> <td>1,768,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>461,902千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,323,157千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,785,059千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>271,083千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>252,241千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>15,553千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)	取得価額相当額	2,233,956	579,945	2,813,902	減価償却累計額相当額	869,619	176,102	1,045,722	中間期末残高相当額	1,364,337	403,843	1,768,180	1年内	461,902千円	1年超	1,323,157千円	合計	1,785,059千円	支払リース料	271,083千円	減価償却費相当額	252,241千円	支払利息相当額	15,553千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)</th> <th>無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)</th> <th>計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,281,341</td> <td>715,544</td> <td>2,996,885</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,034,133</td> <td>310,654</td> <td>1,344,787</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,247,207</td> <td>404,890</td> <td>1,652,098</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>470,292千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,205,295千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,675,587千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>278,554千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>259,273千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>13,773千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)	取得価額相当額	2,281,341	715,544	2,996,885	減価償却累計額相当額	1,034,133	310,654	1,344,787	中間期末残高相当額	1,247,207	404,890	1,652,098	1年内	470,292千円	1年超	1,205,295千円	合計	1,675,587千円	支払リース料	278,554千円	減価償却費相当額	259,273千円	支払利息相当額	13,773千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)</th> <th>無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)</th> <th>計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,228,689</td> <td>683,722</td> <td>2,912,411</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>948,372</td> <td>239,889</td> <td>1,188,261</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>1,280,317</td> <td>443,833</td> <td>1,724,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>474,582千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,270,358千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,744,941千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>539,495千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>501,859千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>30,367千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)	取得価額相当額	2,228,689	683,722	2,912,411	減価償却累計額相当額	948,372	239,889	1,188,261	期末残高相当額	1,280,317	443,833	1,724,150	1年内	474,582千円	1年超	1,270,358千円	合計	1,744,941千円	支払リース料	539,495千円	減価償却費相当額	501,859千円	支払利息相当額	30,367千円
	有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)																																																																																			
取得価額相当額	2,233,956	579,945	2,813,902																																																																																			
減価償却累計額相当額	869,619	176,102	1,045,722																																																																																			
中間期末残高相当額	1,364,337	403,843	1,768,180																																																																																			
1年内	461,902千円																																																																																					
1年超	1,323,157千円																																																																																					
合計	1,785,059千円																																																																																					
支払リース料	271,083千円																																																																																					
減価償却費相当額	252,241千円																																																																																					
支払利息相当額	15,553千円																																																																																					
	有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)																																																																																			
取得価額相当額	2,281,341	715,544	2,996,885																																																																																			
減価償却累計額相当額	1,034,133	310,654	1,344,787																																																																																			
中間期末残高相当額	1,247,207	404,890	1,652,098																																																																																			
1年内	470,292千円																																																																																					
1年超	1,205,295千円																																																																																					
合計	1,675,587千円																																																																																					
支払リース料	278,554千円																																																																																					
減価償却費相当額	259,273千円																																																																																					
支払利息相当額	13,773千円																																																																																					
	有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)																																																																																			
取得価額相当額	2,228,689	683,722	2,912,411																																																																																			
減価償却累計額相当額	948,372	239,889	1,188,261																																																																																			
期末残高相当額	1,280,317	443,833	1,724,150																																																																																			
1年内	474,582千円																																																																																					
1年超	1,270,358千円																																																																																					
合計	1,744,941千円																																																																																					
支払リース料	539,495千円																																																																																					
減価償却費相当額	501,859千円																																																																																					
支払利息相当額	30,367千円																																																																																					
<p>2 オペレーティングリース取引に係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>28,800千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>360,000千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>388,800千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	28,800千円	1年超	360,000千円	合計	388,800千円	<p>2 オペレーティングリース取引に係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>28,800千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>331,200千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>360,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	28,800千円	1年超	331,200千円	合計	360,000千円	<p>2 オペレーティングリース取引に係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>28,800千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>345,600千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>374,400千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	28,800千円	1年超	345,600千円	合計	374,400千円																																																																		
1年内	28,800千円																																																																																					
1年超	360,000千円																																																																																					
合計	388,800千円																																																																																					
1年内	28,800千円																																																																																					
1年超	331,200千円																																																																																					
合計	360,000千円																																																																																					
1年内	28,800千円																																																																																					
1年超	345,600千円																																																																																					
合計	374,400千円																																																																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年8月20日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	6,252	19,216	12,963
合計	6,252	19,216	12,963

当中間会計期間末(平成19年8月20日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	6,252	14,135	7,882
合計	6,252	14,135	7,882

前事業年度末(平成19年2月20日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	6,252	18,462	12,209
合計	6,252	18,462	12,209

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)
該当事項はありません。 なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりませんので注記の対象から除いております。	同左	当期末において全てヘッジ会計が適用されているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)

1. 当中間会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 (株式報酬費用) 1,698千円

2. スtock・オプションの内容及び規模

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 5月16日 (株主総会承認日)	平成18年 5月16日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役1名	当社従業員50名
株式の種類及び付与数 (株) (注)	普通株式 14,400	普通株式 69,200
付与日	平成18年 8月16日	平成18年 8月16日
権利確定条件	付与日(平成18年 8月16日)以降、権利確定日(平成20年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成18年 8月16日)以降、権利確定日(平成20年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成18年 8月16日 ~ 平成20年 5月31日	平成18年 8月16日 ~ 平成20年 5月31日
権利行使期間	平成20年 6月 1日 ~ 平成22年 5月31日	平成20年 6月 1日 ~ 平成22年 5月31日
権利行使価格 (円)	2,185	2,185
付与日における公正な評価単価 (円)	447	447

(注)株式数に換算して記載しております。

当中間会計期間（自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日）

1. 当中間会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 29,380千円

2. ストック・オプションの内容及び規模

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年5月15日（株主総会承認日）	平成19年5月15日（株主総会承認日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役6名	当社従業員285名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（株）（注）	普通株式 87,000	普通株式 275,000
付与日	平成19年7月2日	平成19年7月2日
権利確定条件	付与日（平成19年7月2日）以降、権利確定日（平成21年5月31日）まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日（平成19年7月2日）以降、権利確定日（平成21年5月31日）まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年7月2日～平成21年5月31日	平成19年7月2日～平成21年5月31日
権利行使期間	平成21年6月1日～平成26年5月31日	平成21年6月1日～平成26年5月31日
権利行使価格（円）	2,159	2,159
付与日における公正な評価単価（円）	615	615

（注）株式数に換算して記載しております。

前事業年度（自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 11,691千円

2. ストック・オプションの内容及び規模

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成15年 5月14日 (株主総会承認日)	平成16年 5月18日 (株主総会承認日)	平成17年 5月17日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 173名 当社顧問弁護士 1名	当社従業員 45名 当社顧問 1名	当社取締役 1名 当社従業員 62名 当社顧問 1名
株式の種類及びストックオプションの数(株) (注)	普通株式 956,448	普通株式 85,440	普通株式 135,200
付与日	平成15年 6月10日	平成16年 6月25日	平成17年 6月24日
権利確定条件	付与日(平成15年 6月10日)以降、権利確定日(平成17年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問弁護士は、新株予約権の行使時においても当社顧問弁護士であることを要する。	付与日(平成16年 6月25日)以降、権利確定日(平成18年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問は、新株予約権の行使時においても当社顧問であることを要する。ただし、正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成17年 6月24日)以降、権利確定日(平成19年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問は、新株予約権の行使時においても当社顧問であることを要する。ただし、正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成15年 6月10日から 平成17年 5月31日まで	平成16年 6月25日から 平成18年 5月31日まで	平成17年 6月24日から 平成19年 5月31日まで
権利行使期間	平成17年 6月 1日から 平成22年 5月31日まで	平成18年 6月 1日から 平成22年 5月31日まで	平成19年 6月 1日から 平成22年 5月31日まで
権利行使価格(円)	942	1,688	1,688
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成18年5月16日 (株主総会承認日)	平成18年5月16日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名	当社従業員50名
株式の種類及びストックオプションの数(株)(注)	普通株式 14,400	普通株式 69,200
付与日	平成18年8月16日	平成18年8月16日
権利確定条件	付与日(平成18年8月16日)以降、権利確定日(平成20年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成18年8月16日)以降、権利確定日(平成20年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成18年8月16日から平成20年5月31日まで	平成18年8月16日から平成20年5月31日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成22年5月31日まで	平成20年6月1日から平成22年5月31日まで
権利行使価格(円)	2,185	2,185
付与日における公正な評価単価(円)	447	447

(注) 株式数に換算して記載しております。

なお、上記におけるストック・オプション数は、平成16年4月9日付株式分割(1株につき1.2株)、平成17年4月8日付株式分割(1株につき1.2株)及び平成18年1月21日付株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

[次へ](#)

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	前事業年度 (自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日)
該当事項はありません。	同左	同左

(企業結合等関係)

当中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年2月21日 至 平成18年8月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)	前事業年度 (自 平成18年2月21日 至 平成19年2月20日)								
1株当たり純資産額	436.75円	514.33円	483.92円								
1株当たり中間 (当期)純利益	40.76円	38.20円	94.24円								
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	40.60円	38.12円	93.90円								
<p>なお、平成18年1月21日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合をもって株式分割を行ったため、前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前中間会計期間の(1株当たり情報)については、以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="375 831 671 1095"> <thead> <tr> <th colspan="2">前中間会計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>357.12円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益</td> <td>35.82円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり中間純利益</td> <td>35.69円</td> </tr> </tbody> </table>				前中間会計期間		1株当たり純資産額	357.12円	1株当たり中間純利益	35.82円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	35.69円
前中間会計期間											
1株当たり純資産額	357.12円										
1株当たり中間純利益	35.82円										
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	35.69円										

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年8月20日)	当中間会計期間末 (平成19年8月20日)	前事業年度末 (平成19年2月20日)
中間貸借対照表(貸借対照表)の純資産の部の合計額(千円)	—	35,779,922	33,611,221
普通株式に係る純資産額(千円)	—	35,738,851	33,599,530
差額の主な内訳 新株予約権(千円)	—	41,071	11,691
普通株式の発行済株式数(株)	—	69,581,656	69,527,056
普通株式の自己株式数(株)	—	96,041	95,449
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数(株)	—	69,485,615	69,431,607

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

	前中間会計期間 (自平成18年2月21日 至平成18年8月20日)	当中間会計期間 (自平成19年2月21日 至平成19年8月20日)	前事業年度 (自平成18年2月21日 至平成19年2月20日)
中間損益計算書(損益計算書)上の中間(当期)純利益(千円)	2,823,983	2,653,550	6,533,245
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	2,823,983	2,653,550	6,533,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	69,288,318	69,458,619	69,327,983
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 新株予約権	275,674	150,955	249,213
普通株式増加数(株)	275,674	150,955	249,213
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (83,600株)	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (444,200株)	—

[前へ](#)

(2) 【その他】

平成19年10月1日開催の取締役会において、平成19年8月20日現在の株主に対して、第52期の中間配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

中間配当金総額	486,399千円
---------	-----------

1株当たりの額	7円00銭
---------	-------

支払請求の効力発生日および 支払開始日	平成19年11月1日
------------------------	------------

(注)平成19年8月20日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行う。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----|---|--|-------------------------|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成18年2月21日
(第51期) 至 平成19年2月20日 | 平成19年5月16日
近畿財務局長に提出 |
| (2) | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2
の規定に基づく臨時報告書(新株予約権証券) | | 平成19年6月15日
近畿財務局長に提出 |
| (3) | 臨時報告書の訂正報告書(新株予約権証券)
平成19年6月15日提出の臨時報告書に係る訂正報告書 | | 平成19年6月29日
近畿財務局長に提出 |
| (4) | 臨時報告書の訂正報告書(新株予約権証券)
平成19年6月15日提出の臨時報告書に係る訂正報告書 | | 平成19年7月10日
近畿財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月16日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新	免	和	久	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	田		明	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成18年2月21日から平成19年2月20日までの第51期事業年度の中間会計期間(平成18年2月21日から平成18年8月20日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成18年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年2月21日から平成18年8月20日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月15日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新	免	和	久	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	田		明	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成19年2月21日から平成20年2月20日までの第52期事業年度の間会計期間(平成19年2月21日から平成19年8月20日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成19年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年2月21日から平成19年8月20日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。